

4 まち・ひと・しごと創生本部
まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図
るため、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部
を置くこととした。(第一条第二〇条関係)
5 施行期日等

(一) 政府は、この法律の施行後五年以内に、こ
の法律の施行の状況について検討を加え、そ
の結果に基づいて必要な措置を講ずるものと
した。(附則第二項関係)
(二) この法律は、一部の規定を除き、公布の日
から施行することとした。

1 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に關す
る特別措置法(法律第一三七号)(厚生労働省)

1 目的
この法律は、専門的知識等を有する有期雇用
労働者等の能力の維持向上及び活用を図ること
が当該専門的知識等を有する有期雇用労働者等
の能力の有効な発揮及び活力ある社会の実現の
ために重要であることに鑑み、専門的知識等を
有する有期雇用労働者がその有する能力を維持
向上することができるようにするなど有期雇用
労働者の特性に応じた雇用管理に関する特別の
措置を講じ、併せて労働契約法の特例を定め、
もって国民経済の健全な発展に資することを目
的とする(第一条関係)

2 定義
(一) この法律において「専門的知識等」とは、
専門的な知識、技術又は経験であつて、高度
のものとして厚生労働大臣が定める基準に該
当するものをいうこととした。(第二条第一項
関係)
(二) この法律において「有期雇用労働者」とは、
事業主と期間の定めのある労働契約(以下、有
期労働契約)という(を締結している労働者
をいうこととした。(第二条第二項関係)

(三) この法律において「特定有期雇用労働者」とは、
次(1)又は(2)のいずれかに該当する有
期雇用労働者をいうこととした。(第二条第三
項関係)
(1) 専門的知識等を有する有期雇用労働者
(事業主との間で締結された有期労働契約
の契約期間に当該事業主から支払われると
見込まれる賃金の額を一年間当たりの賃金

の額に換算した額が厚生労働省令で定める
額以上である者に限る。)であつて、当該専
門的知識等を必要とする業務(五年を超え
る一定の期間内に完了することが予定され
ているものに限る。以下、「特定有期業務」
という。)に就くもの(2)に掲げる有期雇用
労働者に該当するものを除く。
(2) 定年(六〇歳以上のものに限る。以下同
じ。)に達した後引き続き当該事業主(高
年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九
条第二項に規定する特殊関係事業主)にその
定年後に引き続き雇用される場合にあつ
ては、当該特殊関係事業主(以下同じ。)に
雇用される有期雇用労働者

3 基本指針
(一) 厚生労働大臣は、事業主が行う特定有期雇
用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措
置に関する基本的な指針(以下、「基本指針」
という。)を定めなければならないこととし
た。(第三条第一項関係)
(二) 基本指針に定める事項は、次のとおりとし
た。(第三条第二項関係)
(1) 特定有期雇用労働者の雇用の動向に關す
る事項
(2) 事業主が行う特定有期雇用労働者の特性
に応じた雇用管理に関する措置の内容に關
する事項
(三) 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこ
れを変更しようとするときは、労働政策審議
会の意見を聴かなければならないこととし
た。(第三条第三項関係)
(四) 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこ
れを変更したときは、遅滞なく、これを公表
しなければならないこととした。(第三条第四
項関係)

4 第一種計画の認定
(一) 事業主は、厚生労働省令で定めるところに
より、当該事業主が行う第一種特定有期雇用
労働者(特定有期雇用労働者のうち2の(三)
(1)に掲げる者をいう。(二)(1)において同じ。)
の特性に応じた雇用管理に関する措置につ
いての計画(以下、「第一種計画」という。)を作
成し、これを厚生労働大臣に提出して、その
第一種計画が適当である旨の認定を受けるこ
とができることとした。(第四条第一項関係)

5 第一種計画の変更等
(一) 4の(一)の認定に係る事業主(以下、「第一種
認定事業主」という。)は、4の(一)の認定に係
る第一種計画を変更しようとするときは、厚
生労働大臣の認定を受けなければならないこ
ととした。(第五条第一項関係)
(二) 厚生労働大臣は、4の(一)の認定に係る第一
種計画(一)による変更の認定があつたときは
その変更後のもの。以下、「第一種認定計画」

(二) 第一種計画には、次に掲げる事項を記載し
なければならないこととした。(第四条第二項
関係)
(1) 当該事業主が雇用する第一種特定有期雇
用労働者(以下、「計画対象第一種特定有期
雇用労働者」という。)が就く特定有期業務
の内容並びに開始及び完了の日
(2) 計画対象第一種特定有期雇用労働者がそ
の職業生活を通じて発揮することができる
能力の維持向上を自主的に図るための教育
訓練を受けるための有給休暇(労働基準法
第三九条の規定による年次有給休暇として
与えられるものを除く。)の付与に関する措
置その他の能力の維持向上を自主的に図る
機会の付与に関する措置(三)(3)において
「有給教育訓練休暇付与等の措置」という。)
(三) その他の当該事業主が行う計画対象第一種
特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管
理に関する措置の内容

(3) その他厚生労働省令で定める事項
(四) 厚生労働大臣は、(一)の認定の申請があつた
場合において、その第一種計画が次の(1)から
(3)までのいずれにも適合するものであると認
めるときは、その認定をすることとした。(第
四条第三項関係)
(1) (二)(1)に規定する特定有期業務が2の(一)
の厚生労働大臣が定める基準に該当する専
門的知識等を必要とする業務であること。
(2) (二)(2)及び(3)に掲げる事項が基本指針に
照らして適切なものであること。
(3) (二)に定めるもののほか、有給教育訓練休
暇付与等の措置その他の当該事業主が行う
雇用管理に関する措置の内容が計画対象第一
種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇
用管理に関する措置として有効かつ適切な
ものであること。

6 第二種計画の認定
(一) 事業主は、厚生労働省令で定めるところに
より、当該事業主が行う第二種特定有期雇用
労働者(特定有期雇用労働者のうち2の(三)
(2)に掲げる者をいう。(二)(1)において同じ。)
の特性に応じた雇用管理に関する措置につ
いての計画(以下、「第二種計画」という。)を作
成し、これを厚生労働大臣に提出して、その
第二種計画が適当である旨の認定を受けるこ
とができることとした。(第六条第一項関係)
(二) 第二種計画には、次に掲げる事項を記載し
なければならないこととした。(第六条第二項
関係)

(1) 当該事業主が雇用する第二種特定有期雇
用労働者(以下、「計画対象第二種特定有期
雇用労働者」という。)に対する配置、職務
及び職場環境に関する配慮その他の当該事
業主が行う計画対象第二種特定有期雇用労
働者の特性に応じた雇用管理に関する措置
の内容
(2) その他厚生労働省令で定める事項
(三) 厚生労働大臣は、(一)の認定の申請があつた
場合において、その第二種計画が次の(1)及び
(2)のいずれにも適合するものであると認める
ときは、その認定をすることとした。(第六
条第三項関係)
(1) (二)(1)及び(2)に掲げる事項が基本指針に
照らして適切なものであること。
(2) (二)(1)に定めるもののほか、(二)(1)に掲げる
配置、職務及び職場環境に関する配慮その
他の当該事業主が行う雇用管理に関する措
置の内容が計画対象第二種特定有期雇用労
働者の特性に応じた雇用管理に関する措置
として有効かつ適切なものであること。

7 第二種計画の変更等
(一) 6の(一)の認定に係る事業主(以下、「第二種
認定事業主」という。)は、6の(一)の認定に係
る第二種計画を変更しようとするときは、厚
生労働大臣の認定を受けなければならないこ
ととした。(第七条第一項関係)

8 第二種計画の変更等
(一) 6の(一)の認定に係る事業主(以下、「第二種
認定事業主」という。)は、6の(一)の認定に係
る第二種計画を変更しようとするときは、厚
生労働大臣の認定を受けなければならないこ
ととした。(第七条第一項関係)

9 第二種計画の変更等
(一) 6の(一)の認定に係る事業主(以下、「第二種
認定事業主」という。)は、6の(一)の認定に係
る第二種計画を変更しようとするときは、厚
生労働大臣の認定を受けなければならないこ
ととした。(第七条第一項関係)

(二) 厚生労働大臣は、6の(一)の認定に係る第二種計画(一)による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「第二種認定計画」という。が6の(1)又は(2)のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができることとした。(第七條第二項関係)

8 労働契約法の特例

(一) 第一種認定事業主と当該第一種認定事業主が雇用する計画対象第一種特定有期雇用労働者との間の有期労働契約に係る労働契約法第一八條第一項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、5の(二)に規定する第一種認定計画に記載された2の(三)(1)に規定する特定有期業務の開始の日から完了の日までの期間(当該期間が一〇年を超える場合にあつては、一〇年)とする。こととした。(第八條第一項関係)

9 援助

国は、第一種認定計画に係る計画対象第一種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置を講ずる第一種認定事業主に対して、必要な助成その他の援助を行うよう努めることとした。(第九條関係)

10 指導及び助言

厚生労働大臣は、第一種認定事業主又は第二種認定事業主に対し、第一種認定計画又は第二種認定計画に係る措置の確な実施に必要な指導及び助言を行うこととした。(第一〇條関係)

11 報告の徴収

厚生労働大臣は、第一種認定事業主又は第二種認定事業主に対し、第一種認定計画に記載された4の(二)(2)若しくは(3)に掲げる事項又は第二種認定計画に記載された6の(二)(1)若しくは(2)に掲げる事項の実施状況について報告を求めることができることとした。(第一一條関係)

12 適用除外

(一) この法律は、国家公務員、地方公務員及び船員については、適用しないこととした。(第一二條第一項関係)

13 権限の委任

(一) この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができることとした。(第一三條第一項関係)

14 厚生労働省令への委任

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、厚生労働省令で定めるところとした。(第一四條関係)

15 附則

(一) 施行前の準備

(1) 厚生労働大臣は、この法律の施行前において、3の(一)から(三)までの例により、基本指針を定めることができることとした。(附則第二條第一項関係)

(2) 厚生労働大臣は、(1)により基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならぬこととした。(附則第二條第二項関係)

(3) (1)により定められた基本指針は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において3の(一)から(三)までにより定められた基本指針とみなすこととした。(附則第二條第三項関係)

(二) 経過措置

(1) 特定有期雇用労働者であつて施行日前に労働契約法第一八條第一項に規定する通算契約期間が五年を超えることになつた者に係る同項に規定する期間の定めのない労働契約の締結の申込みについては、なお従前の例によることとした。(附則第三條関係)

(2) この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとした。(附則第六條関係)

(三) 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二七年四月一日から施行することとした。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令(政令第三七八号)(警察庁)

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成二六年法律第一三二号)の一部の施行に伴い、災害により許可済猟銃を亡失した者等に係る猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の講習時間を定めることとした。(第一七條関係)

この政令は、公布の日から施行することとした。

排他的經濟水域における漁業等に関する主権的權利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第三七九号)(農林水産省)

外国人漁業の規制に関する法律及び排他的經濟水域における漁業等に関する主権的權利の行使等に関する法律(平成二六年法律第一一九号)以下「改正法」という。の施行に伴い、排他的經濟水域における漁業等に関する主権的權利の行使等に関する法律施行令の規定を整理することとした。

この政令は、改正法の施行の日から施行することとした。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第三八〇号)(經濟産業省)

特定熱損失防止建築材料 サッシ及び複層ガラスを特定熱損失防止建築材料に追加することとした。(第二三條の二関係)

3 施行期日

この政令は、平成二六年一月三〇日から施行することとした。

まち・ひと・しごと創生法の一部の施行期日を定める政令(政令第三八一号)(内閣官房) まち・ひと・しごと創生法(平成二六年法律第一三六号) 附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二六年二月二日とすることとした。